

岩手県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 陸前高田市横田町地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年7月23日から令和9年3月5日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量